

平成 23 年 8 月 4 日

受益者の皆様へ

三菱UFJ投信株式会社

**投資信託約款の変更決定のお知らせ**  
**「三菱UFJ / メロン グローバルイノベーション」**

拝啓 平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記ファンドにつきましては、約款変更を行う旨を平成 23 年 6 月 30 日（木）の日本経済新聞に公告するとともに、同様の内容を同日付の書面にて受益者様に対しご連絡し、平成 23 年 8 月 3 日（水）までその異議申立を受付けておりました。

この結果、本約款変更に関する異議を述べられた「三菱UFJ / メロン グローバルイノベーション」(以下、本件ファンド) 受益者様の受益権の口数が、約款変更公告日（平成 23 年 6 月 30 日（木））現在の本件ファンドの信託約款に係る受益権総口数の 2 分の 1 以下となりましたので、約款変更を平成 23 年 9 月 17 日（土）付で実施させていただきます。

**本約款変更の概要と理由について**

**1. 約款変更の内容**

外貨建資産の運用委託先である『ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド』への運用委託取り止めに基づく弊社運用への変更

ファンド名の変更

お申込み・ご解約の受付停止日の撤廃

【主な変更内容一覧】

変更前（旧）	変更後（新）
<ファンド名> 三菱UFJ / <u>メロン</u> グローバルイノベーション	<ファンド名> 三菱UFJ グローバルイノベーション
（受益権の申込単位および価額） 第 11 条 <u>前項の取得申込日が別に定める日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行いません。</u>	（受益権の申込単位および価額） 第 11 条 <u>（削除）</u>
（運用の指図範囲） 第 12 条 <u>委託者（第 14 条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第 13 条、第 15 条から第 24 条まで、第 26 条、第 32 条、第 33 条および第 35 条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</u> (略)	（運用の指図範囲） 第 12 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (略)
（運用の権限委託） 第 14 条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。</u> <u>1. 外貨建資産に関する取引</u> <u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u> <u>London, UK</u> <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 40 条に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末に支弁するも</u>	（運用の権限委託） 第 14 条 <u>（削除）</u>

<p><u>のとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の20の率を乗じて得た額とします。</u></p> <p><u>委託者は、第1項の委託を受けた者に対する報酬の金額とその計算根拠を提示した報告書を6月20日および12月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)から15営業日以内に提出し、委託を受けた者は委託者に対し請求書を提出するものとする。</u></p> <p><u>委託者は、第1項の委託を受けた者に対して、請求書を受領してから14営業日以内に報酬を支払います。</u></p> <p><u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>	
<p>(信託業務の委託等) 第27条</p> <p><u>3.委託者(第14条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</u></p>	<p>(信託業務の委託等) 第27条</p> <p>3.委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p>
<p>(信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。<u>ただし、一部解約の実行の請求受付日が別に定める日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。</u></p>	<p>(信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>
<p>(付表) <u>(1)約款第11条第2項、約款第46条第1項の「別に定める日」とは次の通りとします。</u> <u>英国証券取引所の休業日</u></p>	<p>(付表) <u>(削除)</u></p>

なお本件ファンドは、『ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド』への運用委託を取り止めますが、本件ファンドの特色にございます通りニュートンの探究心と情熱を持って、イノベーションを捉えるという方針に変更はなく、よって愛称『ニュートン』については変更を行いません。

## 2. 約款変更の理由

本件ファンドは、日本を含む世界株式を主要投資対象とし、ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、長期的に安定した値上がり益の獲得をめざし運用を行っております。このたび、ファンド運用の効率化を目的に運用体制の見直しを実施した結果、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドへの外貨建資産の運用委託を取り止め、弊社にて外貨建資産を含む全ての運用を行うことといたします。これは、運用の連携の深化・向上による、商品性の向上を追求するものです。

以上、今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

このお知らせに関するお問い合わせ先：三菱UFJ投信株式会社  
 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034  
 (受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く9:00～17:00)